

自立支援協議会
事務局（案）

作成：神谷宣（川西さくら園相談支援）

川西市自立支援協議会をより良くするための提案。

現在の川西市自立支援協議会が悪いわけではないが、厚生労働省が令和 6 年 3 月に作成した「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」に基づき運営体制の見直しの提案。

自立支援協議会（以下、「協議会」と記載）

「（自立支援）協議会の設置・運営ガイド」厚生労働省、令和 6 年 3 月、のまとめ抜粋

協議会の位置づけ（p.1-3）

『障害者等の地域生活を支援する』

「共通の目的」に向け、「情報を共有」して具体的に「官民が協働する」システムの構築。

法律的な根拠

障害者総合支援法

法第 89 条の 3

- （第 1 項）地方公共団体は、関係者により協議会を置くように努めなければならない。
- （第 2 項）適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、体制の整備について協議を行うものとする。
- （第 3 項）必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- （第 4 項）関係機関等は、前項の求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- （第 5 項）従事している者又は従事していた者は、正当な理由なしに、知り得た秘密をもらしてはならない。
- （第 6 項）前各項に定めるもののほか、必要な事項は協議会が定める。

法第 88 条第 9 項及び第 89 条第 7 項

障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ協議会に意見を聴くように努めなくてはならない。

協議会を通じた「地域づくり」において、「個から地域へ」の取り組みが重要。

新設された項目

(第3項)(第4項)により、関係機関等に情報提供や意見表明等の協力を求めること、関係機関は求められたことに応じる努力義務が課された。

(第5項)により、個別の支援に関わる検討に基づく地域の支援体制の検討を明確にしたことに伴い、協議会に守秘義務を課すことにされた。

(第3項)から(第6項)の規定は、社会福祉法(重症的支援会議等)・生活困窮者自立支援法(支援会議)・介護保険法(地域ケア会議)と同旨の規定をもつ。

協議会の役割(p.9-19)

1. 情報(共有と発信)
2. 調整
3. 開発・改善(社会資源)
4. 人材確保・育成
5. 権利擁護
6. 評価

-1. 情報(共有と発信)

- ・隠れたニーズを可視化し、関係者が同じ情報で協議する場であり、地域の課題を明確にする。
- ・個別ニーズの支援体制構築を通じ、関係機関のネットワークを可視化し、協力と信頼の関係を築く。
- ・各機関が持つ機能を互いに開示・共有し、それぞれの役割への理解を深め、機能評価につなげる。
- ・中立・公平な相談支援事業者が、個々のニーズから見える地域課題を発信し、協議会の核となる。
- ・拾い上げた全ニーズをプライバシーに配慮し報告することで、地域アセスメントや社会資源の評価につなげる。

-2. 調整

- ・保健・医療・福祉・教育・労働など分野を越えたネットワークを構築し、困難事例への支援を可能にする。
- ・各分野の専門性や資源の共有化を図り、統一的・一体的な支援体制を再構築する。
- ・サービス担当者会議等で認識された個別課題を地域の共通課題として共有化する。
- ・緊急対応すべき課題と中長期的課題を整理し、事務局会議(運営会議)が調整機能の核となる。
- ・課題解決に向けた専門部会の設置やフォーラム開催など、適切な手段とプロセスを調整する。
- ・障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗管理や見直しを行い、地域づくりに向けた調整を担う。

-3.開発・改善（社会資源）

- ・地域の資源には、フォーマル・インフォーマル、形のある・ない資源など様々な種類がある。
- ・個別のサービス担当者会議だけでは解決困難な事例に対応するための社会資源開発の基盤となる。
- ・個別事例の課題を地域の共通課題とし集積し、事務局会議や専門部会が戦略的に情報を吸い上げる。
- ・課題解決のための専門部会を設置し、必要な社会資源の開発・改善策を検討する。
- ・全体会を通じて地域に提案し、予算化や制度づくり、要綱の改正などの実現に向けて働きかける。
- ・地域アセスメントに基づき、障害者とその家族の生活ニーズや社会資源の状況を把握し開発・改善を行う。

-4.人材確保・育成

- ・障害者の地域生活には「人」という社会資源が最も重要である。
- ・協議会の教育機能は利用者・支援者・地域の可能性を引き出すものである。
- ・構成員の資質向上に必要な研修と協議会活動自体が教育機能を持つ。
- ・地域の現状と課題に合わせた研修の工夫が必要である。
- ・相談支援従事者だけでなく協議会構成員全体の資質向上が重要である。
- ・協議会運営人材の継続的な研修やOJTの機会も必要である。

-5.権利擁護

- ・障害者総合支援法では市町村・都道府県の責務として障害者等の権利擁護のための必要な援助を明確に位置づけている。
- ・協議会は障害のある人もない人も差別なく、孤立せず生活できる地域づくりのための課題を協議する場である。
- ・利用者が相談を総合的に受け、適切なサービス利用につながる支援体制を構築する。
- ・行政・関係機関・地域住民が一体となり、ニーズに即した支援ネットワークを形成する。
- ・権利擁護システム構築には「本人ニーズ実現の視点」と「権利侵害防止の視点」の両面が必要。

-6.評価

- ・協議会の機能状況を確認するため自己点検・振り返りとしての自己評価が必要である。
- ・評価対象は「利用者の実態」「サービス状況」「地域の資源・制度の実態」の3つである。
- ・ミクロレベルでは個々の相談支援過程に関する評価システムを整備する。
- ・メゾレベルでは地域の機関・施設・集団等に関する評価システムを整備する。
- ・マクロレベルでは市町村・都道府県・国レベルの制度や施策の適切性を評価する。
- ・評価結果は基幹相談支援センターの設置方法や専門職配置の協議などに活用される。

協議会の進め方 (p.26-35)

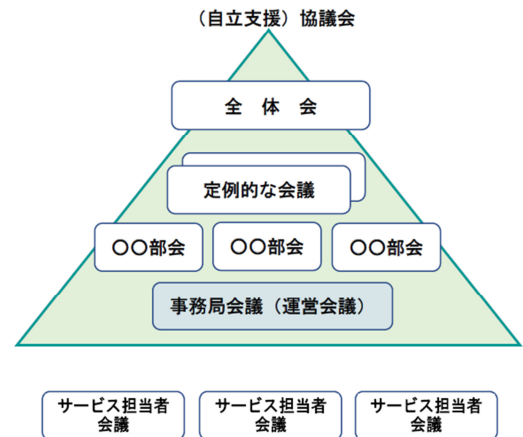
各会議の進め方と関係性

1. サービス担当者会議

2-1. 事務局会議（運営会議）

2-2. 専門部会

3. 全体会



-1. サービス担当者会議

- ・ サービス担当者会議は支援に必要な関係者が過不足なく参画することが第一歩である。
- ・ 相談支援専門員等が主催し、サービス関係者や情報提供者を中心に参集を呼びかける。
- ・ 本人のニーズや思いに沿った支援になっているか確認することが重要である。
- ・ 「すぐにできる支援」と「時間がかかる支援」を分けて議論し、役割分担を明確にする。
- ・ 現状ではできないことは自立支援協議会の事務局会議や専門部会等へ課題として上げる。
- ・ 計画相談の従事者も自立支援協議会に出席することが重要である。
- ・ サービス担当者会議の積み重ねが顔の見える関係性やネットワークを作る。
- ・ 個人情報の取扱いには配慮が必要で、原則として予め本人の同意を得ることが重要である。
- ・ 令和6年度から利用者本人の参加が原則となり、自立支援協議会関係者には守秘義務が課される。

-2-1. 事務局会議（運営会議）

- ・ 事務局会議は自立支援協議会の運営方向性や地域づくりに関する戦略を協議する場である。
- ・ 行政担当者、基幹相談支援センター、各専門部会長等の地域のコアメンバーで構成される。
- ・ 各種会議の日程調整や会議資料の準備など事務局機能を担うとともに、協議会全体の運営方針を決める重要な会議である。
- ・ 地域の現状を把握・分析し、優先的に取り組むべき課題や中長期的な目標を協議する。
- ・ 課題を協議会内のどの会議体で検討するか決定し、必要に応じて新たな専門部会を設置するなど交通整理役を担う。
- ・ 自治体の予算編成や事業申請時期を意識し、適切なタイミングで協議会の活動が進むよう調整する。
- ・ 行政担当者と基幹がパートナーとして協働することが協議会活性化のポイントである。
- ・ 事務局会議が活発に活動している協議会は、専門部会や全体会の活動も活発になる傾向がある。

-2-2. 専門部会

- ・ サービス担当者会議等から抽出された地域課題について、少人数で議論を深める場である。
- ・ 障害別、課題別、地域別、職種別など地域の実情に応じて設置される。
- ・ 地域の中核的なメンバーが集まり、課題解決のための具体的な結果を出すことを目指す。
- ・ 単なる情報共有の場ではなく、調査研究や施策提案等の具体的成果を志向する。
- ・ 期限を決めて計画的に調査・協議を重ね、定例会や全体会に結果を報告・提案する。

- ・地域の状況に応じて専門部会の追加・統廃合・メンバー入替が柔軟に行われる。
- ・重点分野の部会設置を意識的に検討する。
- ・既存の他制度の協議会やネットワーク会議との連携を見据えた効率的な運営が求められる。

-3. 全体会

- ・定例会議は専門部会で検討された課題について関係者間で情報共有し整理する場である。
- ・地域の実務者レベルの関係者が顔を合わせ、定期的を開催することが重要である。
- ・各地域に固有の課題に関する情報共有を通じて、地域の共通課題として整理する。
- ・障害福祉分野だけでなく幅広い分野の関係者で構成される会議体となる場合が多い。
- ・圏域単位の協議会では市町村担当者が参加し、障害福祉計画に関する情報共有を行う。
- ・専門部会の議論結果によっては、全体会で新たな検討の場を設ける判断がなされることもある。

川西市自立支援協議会をより良くするための提案

現在の川西市自立支援協議会は、地域の課題解決に向けた重要な役割を果たしている。しかし、さらなる改善を図ることで、より効果的な支援体制を構築することが可能であると考え。以下に、協議会の運営体制を見直し、より良い形を構築するための具体的な提案を記載する。

1. 事務局機能（運営会議）の強化

現在、運営会議は障害福祉課と基幹相談支援センターの担当で構成されているが、協議会全体の調整機能を強化するため、以下の変更を提案する。

- **専門部会の代表者の参加**

こども支援部会、精神障害者支援部会、相談支援部会の代表者、もしくはその代理者が運営会議に参加することで、各部会の視点を反映させる。

- **主任相談支援専門員の参加**

主任相談支援専門員は、地域の相談支援体制の中核を担う存在であり、その専門性を活かして協議会の議論に貢献することが期待される。

- **こども支援課の参加**

現在、行政側の参加は障害福祉課に限定されているが、こども支援部会の存在を踏まえ、こども支援課も構成員に加える。

- **現行の構成員の継続**

障害福祉課と基幹相談支援センターの担当者は、引き続き運営会議の構成員として参加する。

2. 運営会議の開催頻度の見直し

協議会全体の調整や再構築を進めるため、運営会議の開催頻度を最低でも月 1 回とする。これにより、迅速な意思決定と課題解決が可能となる。

3. 担当者レベルでの参加

運営会議の構成員は、行政と基幹について、その部署の長ではなく、現場の状況を最もよく把握している担当者レベルとする。ただし、担当者が毎回所属する長に確認を求める状況を避けるため、長から担当者への一任を徹底する。このため、担当者との緊密な連携がこれまで以上に重要となる。

4. 提案の背景と期待される効果

厚生労働省が令和 6 年 3 月に発表した「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」に基づき、協議会の役割として以下の 6 つが挙げられている： 情報共有と発信、調整、社会資源の開発・改善、人材確保・育成、権利擁護、評価。この提案は、これらの役割をより効果的に果たすための基盤を整えるものである。

特に、運営会議の構成員を拡充し、各部会や関係機関の視点を取り入れることで、地域全体の課題を包括的に把握し、迅速かつ的確な対応が可能となる。また、会議の頻度を増やすことで、課題解決のスピードアップが期待される。